

福生市教育委員会会議録

平成 20 年第 12 回定例会

- 1 開催年月日 平成 20 年 12 月 26 日 (金)
- 2 開始時刻 午前 10 時 00 分
- 3 終了時刻 午前 11 時 58 分
- 4 場 所 本庁舎第 2 棟 4 階 第 2 委員会室
- 5 出席委員 委 員 長 長 谷 川 貞 夫
委員長職務代理者 平 野 裕 子
委 員 加 藤 美 子
委 員 渡 辺 浩 行
教 育 長 宮 城 眞 一
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名 教 育 次 長 宮 田 満
参 事 川 越 孝 洋
庶 務 課 長 中 村 守 一
学 校 給 食 課 長 土 井 眞
社 会 教 育 課 長 戸 室 幸 治
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 野 方 孝
市 民 会 館 兼 公 民 館 長 伊 東 静 一
図 書 館 長 森 田 秀 敏
主 幹 栗 林 昭 彦
指 導 主 事 大 谷 憲 司
指 導 主 事 並 木 茂 男
- 8 傍 聴 人 なし

(裏面に続く)

9 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長報告

日程第3 議案第61号 福生市公立学校の管理運営に関する規則第6条の2（統括校長）に関わる基準（案）について

日程第4 報告第11号 東京都教職員人事制度主任教諭導入について

日程第5 協議事項5 平成21年度全国学力・学習状況調査への参加について

日程第6 協議事項6 福生市民会館指定管理者基本協定書（案）及び福生市民会館指定管理者年度協定書（案）について

日程第7 その他報告事項

午前 10 時 00 分 開会

委員 長 それでは、ただいまから平成 20 年第 12 回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。福生市教育委員会会議規則第 19 条の規定に基づき、加藤美子委員、渡辺浩行委員の両名を署名委員として指名いたします。

日程第 2、教育長報告、教育長から報告願います。

教 育 長 それでは報告をさせていただきます。

平成 20 年、12 回目の教育委員会定例会でございます。年末最終日の会議となりまして、御多用のところ御出席いただきましてありがとうございました。

時期的にインフルエンザについての報道等もあったところでございますけれども、市内の学校におけます児童・生徒の発症については、学級閉鎖などの深刻な状況は見られなかったようでございます。若干の安堵をしたところでございます。

ここで小・中学校は 2 学期が終わりまして、年末年始の休暇に入っております。3 学期は平成 21 年 1 月 8 日から始業でございますが、元気な登校を願うところでございます。

では、前回の委員会以降の状況について、幾つか御報告を申し上げます。

一つは学校教育関係で、行政処分取消等請求事件がございました。資料を 1 枚お配りさせていただいたかと思えます。後程、詳しい報告は申し上げるところでございますが、元第三中学校に勤務しておりました教員によります損害賠償の請求事件でございまして、本事案については、卒業式の際の国歌斉唱時に起立をせずに校長の職務命令に従わなかったということで、任命権者であります東京都教育委員会から懲戒処分を受け、そのことを不服として訴えていた事件でございます。この事件について審理が結審をいたしまして、来たる平成 21 年 2 月 19 日に判決の言い渡しがされるところでございます。

それから社会教育関係で、市営福生野球場の使用許可の制限についてでございますが、これも後程、担当から状況を報告申し上げ御了解を得たいところでございます。この市営福生野球場は目下、冬季のため貸し出しは中止しているところでございますが、飛球によります家屋に対する被害に

ついて周辺の市民の方からの訴えがされてきているところでございます。これまでも野球場周辺については、施設を超えてボールが飛び出し、周辺の市民の皆様へ不安を与えている状況ではございました。今回この要請がされましたのも、野球道具類の開発が進む一方技術の向上といったこともあり、ボールの飛距離は伸びながら施設は従前の状態ということでございます。

現在、福生市におきましては平成 25 年に国民体育大会の開催も予定されておりまして、野球場施設の設備改修、整備についても検討を始めたところでございます。従いましてそれまでの間、野球場施設の使用について硬式球での練習や試合については、周辺の市民の皆様へ不安を与え、家屋の損壊、更には今までなかった通行人への被害といったことも十分考えられますので、施設改修が終わり、安全が確保されるまでの間は硬式球での練習や試合は不許可にしていきたいと考えているところでございます。

次に、会議等についてでございます。平成 20 年第 4 回の市議会定例会が 12 月 2 日から 12 月 19 日まで行われました。予定の議案等々についてはすべて可決等がされているところでございますが、これも後程報告をさせていただきます。

それから東京都市教育長会については、12 月が議会月でありました関係で、会合については持たれておりません。

その他といたしまして、一つは、文部科学省が行います全国学力・学習状況調査の開示問題が新聞紙上等を賑わしていますが、改めまして平成 21 年度の全国学力・学習状況調査について、教育委員会としてどのような対応でいくかについて、後程御協議申し上げたいと思います。

最後に、第二小学校の柴田忠幸主幹が東京都教育委員会の職員表彰を受けることが決定いたしました。表彰理由についてはこれまでの算数授業の研究・発表などが高い評価を受けたということでございまして、表彰式は来年 2 月 5 日に行われます。福生市内での教員の表彰は、今まで私は耳にしたことがなかったことですので、久しぶりの朗報かと思っているところでございます。

なお、本日は午後に学校教育実践発表会という初めての試みを予定しているところでございます。御多用のところでございますが、主幹教員等の活動状況、あるいは中学校の生徒の学習ぶりなどについて御覧いただき、御指導いただければ大変ありがたいところでございます。

以上、私からの報告とさせていただきます。

委員長 教育長からの報告は終わりました。質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

先程の柴田忠幸主幹の表彰は、大変すばらしいことで教育長はじめ、指導室の御指導が十分に行き届いてきた一つの証かと思えます。

加藤委員 先日、12月18日の木曜日に第二中学校でNPO団体「科学技術振興のための教育改革支援計画」、通称「SSISS」による理科の実験授業を拝見しました。向井先生と平井先生による授業でしたが、第二中学校の担任の先生もとても熱心な先生で、生徒達もこのような貴重な機会をととても喜んで実験に携わっていましたので、今後も続けて行っていただきたいと思いました。

委員長 NPO団体「科学技術振興のための教育改革支援計画」について、指導室から何か御意見はありますか。

参事 ただいまのNPO団体「科学技術振興のための教育改革支援計画」の理科教育の推進事業でございますが、一流科学者の方々の御好意によりまして、各学校において授業を展開していただきまして、子ども達の理科教育のより一層の関心・意欲を育てるきっかけになるようにと始めさせていただいたところでございます。本年度、第二中学校で約1ヵ月間にわたりまして授業を展開していただきましても、第六小学校におきましても1月にお願ひするものでございます。講師の先生方には御負担をおかけする結果となり、多くの課題を含んでいるかと考えていまして、よりよい形で子ども達に理科教育がしっかりと根付いていきますよう、今後改善を図りながら推進をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

平野委員 私もNPO団体「科学技術振興のための教育改革支援計画」の授業を拝見させていただきまして、感想を述べさせていただきます。実験中心の授業で、生徒達もとても興味を持って授業を受けていたと思います。生徒達の教科書を見たのですけれども、大学の先生がなさる実験主体の授業かと思いましたが、教科書に即していただいているということがよくわかりました。

先生はポイントを突きながらいいことをおっしゃっているのですが、生徒達は大事なところをメモに取るという授業の受け方がまだ苦手なのか、先生のお話をただ聞いているだけで、一流の大学の先生の授業を受けている意識が生徒達の中には足りなかったのではないかと思ひ、残念に思いました。

また、理科の担任の先生も準備等大変だったと思いますが、おかげで実

験もスムーズに行っていました。一クラス、5時間の授業ということで理科の先生がその単元をまとめることが大変な御努力、またお時間があるのではないかと思いましたが、生徒達にとっては大変貴重な経験になったと思えました。

委員長 ありがとうございます。

委員長として私見を述べるのはふさわしくないかもしれませんが、実は私自身も福生市外の小・中学校で授業経験があるので実感したのですが、大学の教員は小・中学校教育の専門ではないので、大学の名誉教授等の効果的な活用方法また、子ども達の理数科教育への関心を持つきっかけづくりも含めて教育長はじめ指導室を中心に考えていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

次に、日程第3、議案第61号、福生市公立学校の管理運営に関する規則第6条の2（統括校長）に関わる基準（案）についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参事 それでは議案第61号、福生市公立学校の管理運営に関する規則第6条の2（統括校長）に関わる基準（案）でございますが、これについて提案理由並びに内容について説明を申し上げます。本日の資料の3ページ以降を御覧いただければと存じます。例規集は1,202ページでございます。

それではまず提案理由でございますが、福生市公立学校の管理運営に関する規則第6条の2に規定してございます、統括校長を置くことができる学校の基準を定める必要がございますために、本議案を提出いたすものでございます。

続きまして内容でございますが、次ページにおきまして、例規集の部分で触れております、その基準を設けるといふところの部分でございますが、第2条におきましてその基準を、そして第3条におきましてその対象校を次のように定めさせていただきたいと存じます。まず第2条の「統括校長を置くことのできる学校は次のとおりとする」ということで、4項目ほど挙げさせていただいております。

まず（1）でございます「先進的な取組を推進するとともに、その成果を学校全体に還元する役割を担う学校。」、（2）といたしまして、「福生市教育委員会の重点施策、社会の動向を踏まえて、地域及び保護者からの高い期待に応える責務を担う学校。」、（3）といたしまして、「学校規模、又は分校・分教室設置等により、管理の困難度が高い学校。」、（4）といたしまして、「統括校長の豊富な経験、あるいはより高度な専門的知

識等を活用して経営をする必要のある学校。」といったような4項目におきまして、その基準を定めてまいりたいと考えております。

なお、本日示しております文言については、今後庁内等の例規審議会等の手続きを経る必要がございますので、若干の文言の修正は出てくるかと思いますが、内容について変更いたすものではございません。

続きまして、統括校長を置く学校の指定でございますが、第3条において規定をいたそうとするものでございまして、前条の規定する基準に基づき、統括校長を置く学校の指定は教育委員会において決定するものとするといったようなところでございます。

なお、この基準についての施行でございますが、附則といたしまして、平成21年4月1日からといたしたいと考えているところでございます。

御審議を賜りまして、原案のとおり御決定いただきますよう、お願いを申し上げます。以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

私から一つ質問ですが、例規集の1,202ページにあります現在の第6条の2は「小・中学校に統括校長を置く。ただし特別の事情があるときはこれを置かないことができる。」とあり、要するに置くことが主体なのです。今回の案は逆に「置くことができる」ということで、少しニュアンスの違いがあるかと思うのですが、現状的にはどちらかといえば「置くことができる」の規定のほうがよい気がします。即ち本条をいじらなくてもよいのだらうかという単純な疑問です。片方は「置く」が基本で、今回のこの基準は「置くことができる」規定になる。教育長、御意見があればお願いします。

教育長 まず、規則の第6条の2ですが「統括校長を置く」と規定されておりますのは、東京都としては各市町村には必ず統括校長を置きたいということで、措置をいろいろと検討することから、給料表にも統括校長職を設けたいわけでありましてけれども、残念ながら給料表上の区分けはできずに手当をもつて統括校長の職を設けることになりました。そのために各区市町村に、統括校長は置かれるのだという、「置くことができる」ではなくて「置く」のだという意思が明らかになっておりましたので、この規則の制定時は「統括校長を置く」といたしております。事情の変化があって、先程申し上げましたように、給料表は統括校長という給料表はないわけでありましてけれども、東京都としては目下のところは「置くことができる」ではなくて「置く」としてもらいたい意向があります。

先程の表現の微妙な変化でありますけれども、東京都が配置をする統括校長の人数の問題が出てまいりまして、統括校長の人数については目下、東京都全体で 51 名という枠をはめられたとのことでございます。これは予算上の配分の問題と、東京都人事委員会との間での申し合わせでそうなったということになっておりまして、統括校長が置かれないことも、場合によってはあるというところで、そういった意味での微妙なニュアンスの変化があるということでございます。

それから、先程の規則との関係でもう一つ申し上げますと、必ず全校の小・中学校の校長が統括校長だということではありませんので、そういう意味では市内の 10 校の学校のうちのどこかには置かれることがあるという意味で、基準についての表現が少し緩やかになっています。

もう一つ加えますと、人事配置上の問題でございますが、そういう校長が配置をされる場合とされない場合とが出てくる可能性がある。東京都全体で 51 名の枠でございますので、学校自体は指定を試みたものの人事上の配置がされない場合も考えられますので、これらのことからこの規則の表現は、この辺が一つの限界かというところでございます。

委員長 要するに時間経過で、統括校長を東京都あるいは国が考えた時と、現在の執行状態が異なってきているので、条文そのものを変えることもいとわない方向も考えてもいいのではないかということですね。そうすると教育委員会としても統括校長を置くことに努力しなければいけないですね。

教育長 おっしゃるとおりです。

委員長 教育長、急ぐこともないようですので、法制上の問題としてそこだけは確認をしておいてください。結果としてこのとおりでも仕方ないと思います。

教育長 一つ補足します。基準を御覧いただきましたが、基準の上から 3 行目のところに「平成 21 年 2 月 1 日福生市教育委員会決定」と書いてありまして、5 ページには附則として、この基準は平成 21 年 4 月 1 日から施行するとなっています。この 2 月 1 日と 4 月 1 日の違いのことを御説明申し上げなければいけないのですが、今、統括校長についての人事が具体的に行われておりまして、そういう意味からは配置をする基準がありませんと、どこに誰を配置するかが非常に難しくなりますので、2 月 1 日には決定しておいて、具体的な配置というのは 4 月 1 日からでありますので、基準上の施行は 4 月 1 日ということですね。手続き上 2 月 1 日からもうできるのだと御理解をいただく意味で、このようなずれがあります。

平野委員　私もこの規則を読んだときに、福生市は全小・中学校に統括校長を置く
と勝手に判断してしまったところがあったのですが、教育長の説明
でよくわかりました。私もこの説明だけではわかりづらいのではないかと
思いました。

委員長　他に質疑はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。

先程の参事の説明のとおり、多少文言が変わる可能性はもちろんありま
すけれども、現段階ではこういう趣旨であることと、それともう一つは、
規則そのものを変える必要があるかどうかについては検討いただくこと
の条件を付けて、議案第 61 号は原案のとおり決することに御異議ありま
せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長　御異議なしと認めます。よって議案第 61 号は条件を付けて原案のと
おり可決することといたします。

次に、日程第 4、報告第 11 号、東京都教職員人事制度主任教諭導入に
ついてを議題といたします。参事より、内容説明をお願いいたします。

参事　それでは報告第 11 号、東京都教職員人事制度主任教諭導入について報告
を申し上げます。

この主任教諭については昨年度、主幹教諭の名称の変更等、位置付けを
明確にする上で、管理運営規則等の一部改正をお願いいたしまして、例規
集 1,201 ページにございますように、第 8 条の 2 におきまして「主任教諭
を置く」ことでの規定をいただいたところでございます。

それについて、東京都におきましてこのたび、平成 21 年 4 月 1 日、主
任教諭の導入の動きがありましたので、資料に基づきまして説明を申し上げ
ます。本日の資料 8 ページを御覧いただければと存じます。

「主任教諭の導入について」でございますが、ここに書かれております
ように、保護者・地域・社会のさまざまな期待に応えて学校教育全体の教
育力を更に高めていくために、校長・副校長を始め教職員が相互に助け合
い、学校の組織的課題解決能力を一層向上させていく必要がございます、
その中で相互に教員同士高め合う、支え合う環境で、意図的・計画的な人
材育成が行われる体制を整備することを目的としております。

その役割についてでございますが、矢印の下にございますように、学校
経営方針の教職員への浸透と具現化、並びに現場の情報、教職員の意見や
アイデアを吸い上げて学校経営に生かしていく、学校組織内の総合的なコ

コミュニケーションの活性化を図る役割を担うものと考えております。

具体的な主任教諭の職務内容についてでございますが、9ページ中ほどを御覧いただければと存じます。「主任教諭は」のところでございますが、3点程触れられておまして、そのひとつに若手教員の育成を職務として担っていきます。そして若手教員は主任教諭昇任を目指し、資質・能力の向上を図っていくものとするといったところでございます。初任者から管理職まで、職層や経験に応じて身に付けるべき力を校内で計画的に育成していくこととするといったところを職務の内容といたしまして、新規採用時から校内OJTにおきまして教諭職の者を主任教諭が育成を図っていくといった観点で、この主任教諭を置くものでございます。

それから続きまして、その選考・任用についてスケジュールは10ページに書かれているとおりでございますが、全都的に進んでいる最中でございます。スケジュールでございますが、平成20年11月19日に実施要綱の発表がございまして、12月上旬に受験の申し込みの締め切りをしたところでございます。合格発表は2月下旬を予定しておまして、4月1日に任用の開始をいたすものでございます。

この主任教諭選考方法は、区分1と区分2という形で受験の要綱上分かれております。12ページ、13ページの「主任教諭選考の実施について」を御覧いただきたく存じます。

受験資格並びに選考区分のところ、区分、有用の経験のある者。それから区分といたしましては一般受験でございます。「有用な経験」とは、必置主任の経験のある者、あるいは特別支援教育においてはコーディネーター等の経験のある者並びに初任者等の指導の経験のある者、そして、一番下に示してございますように、これまで研究・研修等におきまして、そのような経歴を持っている者を条件といたしまして、これを有用経験で区分と位置付けております。

区分については13ページにございますように、選考方法におきまして、日常の勤務実績及び選考調書を出していただきまして、一般受験の区分については、それに加えまして職務レポートと所属長の面接を経なければならないことを課しております。

区分の職務レポートの中身でございますが、これについては19ページを御覧いただきますと、職務レポートの中身が書かれております。つまり、これまでの教員としての取組や経験、実績及びこれからの主任教諭としての取り組む姿勢や熱意等について検証するものであるといったこと

ろから、レポートを提出し、個人面接を経て、受験を済ませるといった内容でございます。

本市の受験申込数でございますが、区分 は小学校 33 名、中学校 22 名、区分 におきましては小学校 6 名、中学校 6 名と合計 67 名が受験予定となっております。割合でございますが、本市においては有資格者の 6 割程度が受験を申し込んでおります。

全都的に発表はされておりませんが、都内の室長会等の情報交換によりますと、本年度 1 年目で 4 割程度の受験ではないかと見込まれているところでございます。正式な受験率等については改めて、東京都の発表を待ちたいと思っているところでございますが、本市においては東京都を若干上回る受験率だったのではないかと考えているところでございます。

次に、この制度によって、給料の問題が関わってまいります。これを示したものが 15 ページ、16 ページ、17 ページの資料でございます。これまでの教諭職、あるいは主任教諭になりますと、若干の給料表上の変更がございまして、平成 21 年 4 月 1 日から新たな給料表に基づいて給料を支給することを、東京都で決めているところでございます。

学校が組織的に、意図的に、計画的に人材育成を図り、そして子ども達の充実した教育活動につながっていく有効な制度として活用してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

- 委員長 内容説明は終わりました。質疑ありましたらお願いいたします。
- 参事 はい、経過措置のみ加算となります。
- 委員長 給料表そのものが高いうことで妥結したのでしょうか。
- 参事 そうしたことだと思います。あくまでも経過措置で設けていて、本来に戻すことになろうかと思えます。
- 委員長 わかりました。後、実際この主任教諭が実施された後、主任教諭と主任ではない教諭との割合が学校運営上、どのくらいが適切だと思っておりますか。
- 参事 この主任教諭によりまして職掌の分化が図れることとなりますが、割合についてでございますけれども、主任教諭と主任ではない教諭の割合は、東京都といたしましては予算上のこともございまして、ある程度の見込みの人数を持っております。主任教諭の有資格者の中の 50%程度が主任教諭になるであろうと読んでいるようでございますし、その財源を確保して

いるようでございます。

委員 長 なるほど、8年と初任の4年で、12年程度経過した者をまず主任にしたいということですね。

教 育 長 東京都教育委員会としての理想的な姿は、一般教諭は2割ぐらいで、それ以外は主任、主幹、副校長、校長という層になっていくだろうと、まずはみていたようですね。

委員 長 うちの子の担任は主任だとか、主幹だとか、主任ではないとか、保護者や児童・生徒がどう感じるかが気になりますね。

参 事 その辺については東京都の説明の中では出ませんでした。主幹教諭に関してもしっかりと職名のもとに、保護者、子ども達に発表しているところがございますので、主任教諭も同様にしっかりと説明され、認識が伝わっていくものと思っております。これまでの主幹教諭の導入もそうでございますが、その本質的な中身といったもので認識が深まっていくものだと思いますので、職名がそうだからといった意味での評価は覚悟しなければならないと考えているところがございます。以上でございます。

平野委員 9ページの下の表を見て、私は、先生方は8年経過すれば、主任教諭を受けていただくシステムになっていくのかと思いました。それと先生方の給料というのは年功序列で毎年上がっていくものなのですか。例えば9年たって主任教諭の試験を受けなくてそのまま一般教諭ということになっても、年々上がっていくものなのでしょうか。

参 事 東京都の教職員の給料については、人事考課制度に基づきまして、その業績に基づき、給料表の位置を決めているところがございます。業績評価に基づくことが、あくまでもその前提になっているところございまして、主任教諭、主幹教諭、あるいは一般の教諭にいたしましても、その業績に基づいて、それに見合う成績であれば一般教諭であっても主任教諭であっても同様に昇給していくこととなります。ただ、年齢的な最高の給料、満55歳では、その昇給が止まることはございますけれども、そこに至るまでは順当に業績評価に応じて昇給をしていくといったことは、職層ごとにあるかと思えます。

教 育 長 例えば2級にいる者が10年経てば自動的に3級になるような流れはもうなくなったのです。いつまでも新任教諭と同じ給料表にいる人は、ずっと最後までいきます。ただ年齢とともに若干の昇給はもちろんですし、主任になると表に格付けがされて、主任でない一般教諭と比べて昇給の具合が違うことで、年を取ったときに差が出てきます。

委員長 国家公務員の人事院の勧告等が東京都区市町村へ影響するのですが、同じ級だと最高でもここまでしか上がらないので、上級へ行かないと一つ上の給料表に上がらない。このようにして一生懸命頑張る人を増やしたいと考えているのです。これらに基づきますと、学校の先生方も将来的にきちんと給料表を配置していかないと、給料が余り上がらなくなる時代が来る可能性があるわけです。

今まで少ない管理職と一般教諭といった世界の考え方だったものが、東京都の人事委員会はこのように考えていて、それが主体になって国全体も同様に動くといった流れの一つではあると理解していいですね。

加藤委員 一般企業もだんだん年功序列ということが廃止され、能力給になってきています。そういう意味で先生方もそうなりつつあるのですか。昇格試験というのも以前と変わってきているのですか。

教育長 大きな流れとしては、一つには、学校という組織は管理職と非管理職と二つの階層しかなく、これで学校経営ができるのかといった問題がありまして、もう少し学校の中にも経営を担って支えていく層があってもいいのではないかとこのことで、主幹であるとか主任であるとかといった職の分化が一つの流れとして出てきたということがあります。

それから従前の教職員の給料は国立の大学、あるいは国立の学校の給料に準拠する形で給料の表を使ってきたのですが、地方分権の時代になり、国立大学も独立行政法人という形になりましたので、給料はそれぞれの自治体が自分で、自治体の状況をみながら定めるものとなりましたので、それぞれの都道府県の教育委員会が独自に教職員用の給料の表をつくり上げて給料体系をつくっていくことになりました。更に、一般行政職と教育公務員との違いはなくていいのかといった議論も出て、それらを勘案する中で、過渡的な流れとして東京都は人事委員会を通じて、教職員の給料表を例えば主任教諭という職層をみたり、主幹という職層をみたり、副校長という職層を考えながら表ができてきたということであります。

渡辺委員 主任教諭の合否があるということは、例えばある学校においては合格者が5人、ある学校においては合格者はいない可能性があるわけで、合否以降の各学校の人事のバランスというのはどうなっているのですか。

参事 ただいまの御質問でございますが、主幹教諭は各学校に何名いなければいけないことはないとのことでございますので、当然主任教諭の多い学校と少ない学校は出てくるであろうと思います。

先程本市におきましての受験率を申し上げましたけれども、各学校にお

いて受験者数の多い学校、少ない学校と差が出ておりますので、次年度、主任の多い学校と少ない学校というのは出てくるかと考えているところでございます。

それから先程、給料水準の差の話がございましたが、委員長がおっしゃいましたとおり、新給料表におきましては、いわゆる年功序列の昇給予想を是正いたしまして、昇給の傾斜はだんだんとフラット化され、あくまでも職層で受験していかなければ給料上は上がっていかないといったことが言えるのではないかと考えているところでございます。

平野委員 先程各学校においてその主任教諭の数が違ってくる可能性があるとおっしゃいましたけれども、この主任教諭は若手教員の育成を目標としているわけですから、人数が多い少ないというのは学校経営にも支障は出てこないのでしょうか。

参事 この主任教諭は初年度ということもございまして、正直に申し上げますと教員の理解もさまざまでございます。そのため、受験人数におきましてもばらつきが出てきているのかと思っております。今の平野委員御指摘については、多少なりとも影響が出てこなくはないだろうと思っております。従いまして私どもは学校に対して、できる限り受験資格がある者については受けていただき、校内において校長を中心として人材育成を図ってもらうことは十分に訴えたところでございます。これについては、制度が定着するに至るまでに何とか是正をしていかなければならないと考えているところでございます。

加藤委員 平野委員と同じ考えなのですけれども、学校によって主任と主幹の人数のばらつきがあると思うので、ある程度統一するようにもって行ってほしいと思います。

委員長 教員として何が求められているのかということですね。かつて勤めていた教員養成の大学での耳学問ですけれども、30年前までの学校においては、先輩教諭が後輩教諭をある意味できちんと指導してくださった歴史が、東京都だけでなく全国的にありました。それがだんだんに世の中の流れて個が非常に強くなった結果、後輩教諭をきちんと指導していくという部分が希薄になってきたことに対して、人事委員会は民間企業の出身の方が入っておられるはずなので、民間のいいところをいわば教育公務員にも入れていきたいとのことだと思うのですが、必ずしも主任が大勢いるからいいとは限らないわけで、やはり人と人との出会いですから、そこは指導室等にお任せしても大丈夫かという気がするのです。統括校長が東京都全体で

51名ですから、福生市に誕生するののかもわかりませんし、主任が山ほど生まれるかわかりませんが、余りそこにこだわらずに、学校訪問のときに、きちんとものを申す基本を私達が持っていければいいのではないかという気もいたしますので、その辺は柔軟に対応していただければと思います。

参事 1点だけ補足させていただきますが、先程この制度における教員の理解にばらつきがあるということを申し上げましたけれども、教諭においては人材育成ということよりも生涯、自分の授業について追求していく姿もこれはまた評価をしなければならない点であるかと思っております。ただそのことが必ずしも給料に反映されないところが今回の制度上の特徴かと思っております。

委員長 生涯教室で子ども達と接していきたいとの思いだけでは、絶対に子ども達は成長しないと思います。自分の授業だけを充実していくというのではなく、研究心、向上心等々をお持ちの方であれば、若手を含めて学校全体に影響を与えて必然的に書類選考だけで主任にもなっていくであろうかと思っております。

他に御意見はございませんか。

ないようですので、報告第11の説明を終わります。

次に、日程第5、協議事項5、平成21年度全国学力・学習状況調査への参加についてを議題といたします。指導主事より内容説明をお願いいたします。

指導主事 平成21年度全国学力・学習状況調査への参加についてをお伺いいたします。文部科学省からの正式な通知はまだ到着しておりませんが、東京都教育庁指導部からファクシミリによる連絡が到着しており、その情報に基づきまして概要の説明と、参加の意向について御確認をお願いするものでございます。

まず、日時は平成21年4月21日の火曜日でございます。ねらいといたしましては例年と同様、自らの教育及び教育施策の改善に資することと、各児童・生徒の学習状況の改善に資することの2点になっております。実施対象は同様に、小学校4年生と中学校3年生となっております。

実施内容については二つございまして、一つが教科に関する調査で国語と算数・数学でございます。国語では知識の部門と活用の部門、算数・数学では知識の部門と活用の部門と分かれております。また実施内容の二つ目でございますが、いわゆる学習意欲や生活実態等に関する調査で、これ

らも例年通り行われます。

続きまして、次年度実施要綱上の主な変更点として4点情報が来ております。一つが調査結果の活用を明確に位置付けること。第2に、文部科学省が提案・公表する資料を充実していくこと。第3に、調査結果の取り扱いの配慮事項の整理。第4に、調査結果の適切な利用・管理の徹底として、これらが新たに明記される方向であるとの連絡を受けております。

参加については各区市の教育委員会の意向を伺ってからになっております。平成21年1月15日までに東京都教育委員会に回答することになっておりますので、参加の意向について協議をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願ひいたします。

変更事項があるようではございますけれども、それについては実際正式な連絡が来てから考えるとして、参加することについてはよろしいですか。

平野委員 保護者や先生方からは参加について反対という御意見は来ているのでしょうか。

指導主事 反対の御意見については特にございません。

委員長 他に御意見はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。

協議事項第5、平成21年度全国学力・学習状況調査に参加することで御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって協議事項5は参加することに決定することといたします。

次に、日程第6、協議事項6、福生市民会館指定管理者基本協定書(案)及び福生市民会館指定管理者年度協定書(案)についてを議題といたします。市民会館兼公民館長より内容説明をお願ひいたします。

市民会館兼公民館長 それでは、福生市民会館指定管理者基本協定書(案)及び福生市民会館指定管理者年度協定書(案)について、提案理由並びに内容について説明いたします。

まず提案理由ですが、平成21年4月1日から福生市民会館に指定管理者制度を導入するにあたり、平成20年9月議会で議決されました福生市と指定管理者である共立・日立共同事業体との間で、福生市民会館指定管理者基本協定書及び福生市民会館指定管理者年度協定書を作成し、締結する必要があるためでございます。

次に福生市民会館指定管理者基本協定書(案)及び福生市民会館指定管理者年度協定書(案)の内容ですが、協定書の全体構成は、第1章総則から第10章その他まで、全51条にわたって構成されています。

まず、第1章は総則でございます。本協定の目的及び協定の期間等を明らかにしています。第2章から第10章ですが、本業務の範囲と実施条件が第2章、第3章が本業務の実施等々、10章まで続きます。前回この内容等については説明いたしておりますので、内容については説明を省略させていただきたいと思っております。

次に年度協定なのですが、最後のページになりますが、協定書(案)の後に年度協定書(案)がございます。この年度協定書(案)ですが、基本協定に基づく各年度、業務実施の対価として支払われる委託料の支払方法など具体的な内容についての協定を明記したものでございます。

以上で提案理由及び内容の説明といたしますが、審議を賜りまして決定いただけますようお願いいたします。以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

一つ確認させてください。市民会館の機能、公民館の機能が十二分に発揮できる条文になっていますか。

市民会館兼公民館長 市民会館の指定管理者として目的としたものが五つほどございまして、そのうちの大きなものが、今までの市民会館の機能をより充実するということになっています。この協定書によりましてより充実すると私どもは確信しております。

委員長 わかりました。交渉過程で思いが通らないこともよくあることなので、確認させてもらいました。

他に御意見はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。

協議事項6は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって協議事項6は原案のとおり決定することといたします。

次に、日程第7、その他報告事項について説明願います。

その他報告事項1、20年第4回福生市議会定例会報告について、次長より内容説明をお願いいたします。

教育次長 その他報告事項1、平成20年第4回福生市議会定例会について報告いたします。

会期は12月2日から12月19日までの18日間で行われました。案件でございますが、議案が14件ございました。議案のうち主なものとしたしましては、平成20年度福生市一般会計補正予算第3号、福生市教育委員会委員の任命についてでございます。

まず補正予算でございますが、今回一般会計におきまして、歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ2億7,647万4,000円を追加いたしました。歳入・歳出予算の総額はそれぞれ210億3,179万2,000円となりました。教育費におきましては今回、平成21年4月1日から市民会館の指定管理者制度導入に伴いまして、公民館事務所をさくら会館に移転するために必要な工事費、備品購入費といたしまして80万1,000円を増額補正いたしました。補正前の予算額、教育費では24億5,794万5,000円でございますが、補正後予算額24億5,874万6,000円となっております。また、債務負担行為補正といたしまして、中学校昼食業務委託に必要な1億2,570万円を補正いたしました。これは新たに平成21年4月からの委託業者等を年度内に選定する必要がございましたので、補正いたしましたものでございます。平成23年度までの各年度4,190万円を限度額といたしましたものでございます。

福生市教育委員会委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして議会の同意を求めたところ、現教育委員教育長の宮城真一氏の任命が同意されました。任期は平成21年1月4日から平成25年1月3日でございます。

次に一般質問でございますが、19名の議員からございました。教育委員会関係の質問は10名の議員が出しております。質問の内容等については資料のとおりでございますが、ただいま教育委員長から御質問にありました市民会館指定管理者制度の質問についても出ておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

以上、平成20年第4回福生市議会定例会についての報告です。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

御意見はございませんか。

ないようですので、その他報告事項1の説明を終わります。

次に、その他報告事項2、平成20年度東京都教育委員会職員表彰についてを参事より内容説明をお願いいたします。

参事 それでは平成20年度東京都教育委員会職員表彰について説明を申し上

げます。冒頭、教育長報告にもございましたように、このたび平成 20 年度東京都教育委員会職員表彰に、本市の主幹教諭の受賞が決定いたしましたので御報告申し上げます。

まずこの表彰についてでございますが、表彰の目的を「東京都の教育の発展、学術・文化の振興に貢献し、その功績が顕著でかつ勤務成績の優秀な職員及び優れた教育実践活動、研究活動を行っている学校・グループの功労を讃え、これを表彰する」といった趣旨で制定されているものでございます。このたび学校並びに教育委員会から推薦を申し上げましたところ、第二小学校に勤務いたします柴田忠幸主幹の受賞が決定をいたしました。

柴田主幹におかれましては、学習についてよく研究をし、教育上顕著な成績を上げている人物でございます。これまでの顕著な成績の実績といたしましては、平成 10 年度、平成 15 年度に全国授業公開発表会におきまして、算数授業の発表を行っております。また、ここ 10 年間にわたりまして、東京都小学校算数教育指導の授業実践発表を行っておりまして、東京都教職員研修センター主管の認定講師といたしまして、各地区、及び現任校におきましても算数授業の効果的な指導方法の工夫・改善について例年研究発表を推進し、指導的な立場にある者でございます。学習指導については日頃からよく研究をしております、毎時間の指導書をつくっており、同学年職員並びに恒常的な授業の工夫・改善に余念がないところでございます。その成果といたしまして、本市児童の学力は 2 年前の東京都の正答率の低い状況の頃に比べ、去年あるいは今年と改善を見ているところでございまして、その中心的な役割を担っているものと評価をいたすものでございます。

更にこの 5 年間、主幹といたしまして学校運営の中心として校長を補佐し、学校の課題でございました学校長の学校計画に基づいた学校運営、並びに教育過程の正常化についても尽力をしてもらいました。管理職等の急病もございまして、当時副校長の代理を務めたり、校務運営に支障をきたすことなく、保護者や児童の対応に不安を与えることなく円滑に進めた、その原動力となった人物でございます。今後とも、福生市におきまして研究や、授業改善のリーダーとしてその中心的な役割を担っていただきたいと、大きく期待を寄せるところでございます。

表彰式は平成 21 年 2 月 5 日木曜日、午後 1 時 30 分からホテルフロラシオン青山におきまして、教育長の同席のもと表彰式が行われることとなっております。以上、報告とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
先程の教育長報告の詳細なお話ですけれども、いろいろと御尽力いただきありがとうございます。おめでとうございます。
他に御意見はございませんか。
ないようですので、その他報告事項2の説明を終わります。
次に、その他報告事項3、平成21年度福生市立中学校宿泊学習教室(スプリングスクール)の実施要綱(案)についてを指導主事より内容説明をお願いいたします。

指導主事 それでは平成21年度福生市立中学校宿泊学習教室(スプリングスクール)の実施要綱(案)についてを説明いたします。本事業のねらいは2点でございます。まず第1に、中学校入学時の時期をとらえ、宿泊を伴う学習を通して、福生市立中学校の生徒に自ら学び、自ら考える力の基礎となる望ましい学習習慣や生活習慣の基礎を身に付けさせること。第2に、宿泊を伴う学習を通して、新1年生同士、新1年生と教員との人間関係を育み、中学校生活への早期適応を図るとともに、自他を大切にしたい望ましい集団生活を送る力を身に付けさせる2点でございます。

続きまして実施日でございます。第一中学校は平成21年4月28日火曜日から4月30日木曜日。第二中学校は5月13日水曜日から5月15日金曜日。第三中学校については4月22日水曜日から4月24日金曜日となっております。

実施場所でございますが、第一中学校と第二中学校については、次年度から新たに東京都八王子市川町にあります高尾の森わくわくビレッジで開催いたします。第三中学校は本年度と同様、長野県諏訪郡富士見町にございます多摩市八ヶ岳少年自然の家で実施を予定しております。

続きまして、主な実施内容といたしましては本年と同様に、生徒の学習生活や状況の分析、生活習慣の改善、学習習慣の改善、また集団生活の基礎等を予定しております。

現在の進捗状況でございますが、平成21年度の実施に向けて実施協議会を組織し、12月上旬に教育委員会担当者、第一中学校、第二中学校の管理職及び担当者による高尾の森わくわくビレッジへの実地踏査を行ったところでございます。以上、報告とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

平野委員 実施日ですけれども、今年度は入学してからすぐに3校共実施されまして、子ども達からもとてもよかったというアンケート結果が出ていました

が来年度は4月の中旬から5月の連休過ぎまでと少し遅いのですけれども、実施日がずれたのは何か理由があるのですか。

参 事 実施日については、本年度はかなり学校に負担を強いた部分でしたが、この目的から考えますと入学から間もない時期で実施することが目的趣旨にかなうものと考えております。ただ施設の確保がなかなかできない部分がございます、施設等の予約、あるいは学校の教育過程上の他の内容等を鑑みまして、こういったところが最善の日程ではないかということで、校長会で調整させていただいたところでございます。

平 野 委 員 第二中学校が5月13日から5月15日ということで、中間テストや学校行事等で何か支障とかは出ないでしょうか。

指 導 主 事 第二中学校におきましては、第1学年も含めて中間テストを実施しておりませんので、試験に対する影響はございません。

渡 辺 委 員 実施場所のホームページを見まして、大変いいところだと思いました。それで、今年度は八ヶ岳ということで遠かったこともあったのですが、今回2校は高尾ということなので、我々が視察するという事は可能でしょうか。

参 事 是非見学いただきまして、御指導をいただきたいと考えているところでございます。また正式に調整をさせていただきたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

加 藤 委 員 私も、平野委員の意見と重なってしまうのですけれども、日程がもう少し早くできたら理想だと思いますので、来年度はその辺を考えて計画を立てていただけるとありがたいと思います。

委 員 長 意図的に早く実施させた指導室としては、学校側に無理をかけたということですが、実際は無理をかけてでも早くやることに意味を感じていることを、前回報告いただいたわけです。ですから、福生市が教育行政上どうしても必要であることを教育委員会が強く打出して、使用できる場所を探し出すのも教育委員としての私達の一つの務めかとも思いますし、協働してよりよい方向にいければいいですね。

参 事 日程については、どうしても事前に健康診断を実施しなければならず、学校医等の関係もございまして、なかなか日程の調整が厳しいのですが、委員長御指摘のように、今後におきましてはできる限り高尾の森わくわくビレッジが3校とも継続的に実施することができるよう、しっかりと体制を整えていきたいと考えております。

平 野 委 員 日程を早めていただきたいと思ったのは、今年度実施したときに、小学

校で不登校だった生徒がこれを機会に学校に出て来やすくなったということもあり、そういう意味でもいい効果が出ていましたので、4月の下旬から5月の中旬だと、どうしても連休が重なるので、その効果が有効的に表れるのかが懸念するところですので、子ども達にいい効果が出る日程調整を是非お願いしたいと思います。

委員 長 私からひとつ質問ですが、40ページの日程表の中身は、昨年と全く同様なのですか。

指導主事 現段階では案ということですが、昨年と同様の内容になっております。

委員 長 今日の午後に福生市学校教育実践発表会がありますが、教員が今年行った個別の学習指導のプログラムで傾向をせっかく見つけ出したのだから、来年度には今年度を超えるように計画の中に盛り込まれるといいか、あるいは逆に盛り込むべきではないかなと検討していただければと思います。たまたま午後の福生市学校教育実践発表会の素原稿を読んでいたもので、そう思いました。よろしくお願いいたします。期待しております。

他に御意見はございませんか。

ないようですので、その他報告事項3の説明を終わります。

次に、その他報告事項4、児童・生徒の学習のつまずきを防ぐ指導基準（東京ミニマム）についてを指導主事より内容説明をお願いいたします。

指導主事 この東京ミニマムは、児童・生徒の学習のつまずきを防ぐことをねらいとして、小・中学校で学習する内容を確実に身に付けさせるために必要な知識・技能や考え方を明らかにし、併せてその指導方法を東京都教育委員会が示したものです。

この指導基準作成の経緯といたしましては、児童・生徒の学力向上を図るための調査、これは東京都教育委員会が行っている調査ですけれども、この調査と、平成19年度から実施しております基礎的・基本的な事項に関する調査、こちらは小学校4年生及び中学校1年生の国語、算数及び数学ですけれども、こういった基礎的・基本的な事項に関する調査等からわかった課題等を踏まえ、児童・生徒に最低限身に付けさせるべき力を示したものです。

この指導基準の基本的な考え方といたしましては、「学習の素地として確実に身に付けさせておく必要がある資質・能力」を明らかにしたものととらえているそうです。この指導基準の特徴としては、国語科と算数・数学科のみの基準になっております。その国語科においては、例えば話す、聞く、読む、書く等いろいろな領域がある中で、それらを「知識・技能・

理解」、それから「言葉を使いこなす力」という2点にまとめて示し、また算数・数学科でも、「知識・技能」と「考え方」という2点に整理して示していることが特徴になっております。

この内容については(3)番の指導基準の主な内容というところに整理させていただいておりますのでこちらを御参照いただければと思っています。その中でひとつ例をあげますと、算数・数学科で「知識・技能」の繰り下がりのある引き算という項目がありますが、小学校1年生では10の合成・分解として、例えば2と8で構成されているといったことを理解した上で、次に和が10以下の引き算の計算、つまり $5 - 3 = 2$ といった引き算ができるようになる。次に和が10以上の引き算、つまり $12 - 7 = 5$ 、こういった引き算ができるようになる。その力を踏まえて小学校2年生では2位数の引き算と、例えば $85 - 24$ とか、そういった計算。小学校3年生では3位数の引き算と発展していくといったそれぞれの各学年における基準を具体的に示していることです。この具体的な指導内容につきましては後日冊子が配付されるということですが、現段階では東京都教育委員会のホームページから閲覧をすることが可能です。

この指導基準の作成により期待される効果ですが、基礎的・基本的な内容でのつまずきの予防、また学習に遅れがちな児童・生徒への指導の改善、初任者等、経験の少ない教員への授業づくりに生かすといった効果が挙げられております。

東京都教育委員会では平成20年10月から11月にかけて、東京都内全域の学校に対しての説明会を実施いたしました。本市からもこの説明会に参加をさせております。また、この内容を踏まえて「児童・生徒の学力向上を図るための調査」が平成21年1月に実施されます。ここで得られた課題が指導基準の改善に生かされるものと考えております。また、保護者向けの啓発資料として、リーフレットが平成21年5月に配布予定で研究指定校等の内容も盛り込まれております。

福生市教育委員会といたしましては、各学校に来年度の新教育課程に向けて、算数・数学、また国語の年間指導計画を作成させますが、この内容に東京ミニマムの内容も盛り込むように指導しております。また、平成21年5月に保護者向けのリーフレットを配布していきたいと思っています。これは東京都教育委員会のリーフレットを配布ということで、場合によっては、我々独自のリーフレットについてはまた検討させていただきます。

以上、説明を終わりにいたします。

- 委員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
- 平野 委員 44 ページに「確かな学力向上実践研究推進校の指定」とありますけれども、ここは東京都から一方的に指定がくるのですか。それともこちらから手を挙げて指定校になるというものなのでしょうか。
- 指導 主事 この詳細な要綱については、私どももまだいただいておりませんので不明ですが、立候補して指定校となると考えられます。
- 委員 長 一般論としては、研究指定校は学校が教育委員会を通してノミネートし、それに対して国や東京都が指定していただきます。
- 平野 委員 福生市では立候補する予定とかあるのでしょうか。
- 参 事 確かな学力向上実践研究推進校の指定につきましては、その下に書いてございますように、あくまでもこの指導基準の効果的な活用についての研究実践ということになるかと思いますので、私どもはまだこれについてはきちんと討議をしているわけではございませんが、本市といたしましては文部科学省の平成 20 年度全国学力・学習状況調査結果については、広報を通しまして市民の皆様にもその分析結果を報告いたしますとともに、先程委員長から御指摘がありますように、本市の子ども達の学習上の課題についてはさまざまところで調査や分析をしているところでございます。その点についてはある程度、私どもで見えてきている部分がございますので、それをもとに遂行することのほうが先ではないかと考えておりました、この東京ミニマムに発表された指導基準による研究実践をすることについては、慎重な検討が必要かと考えているところでございます。
- 委員 長 ほかにございますか。以前この東京ミニマムの話が出たときにもお話しせてもらいましたが、東京都は東京ミニマムとして児童・生徒に最低限身に付けさせるべき力を示したもので、指導要領というのは国の最低限を示しているわけですね。これらの本質的な違いというのは何かというのが私の単純な疑問なのです。東京ミニマムは国の指導要領よりもある意味で上をいっている部分があるかないかを教えてください。指導要領と指導基準というのとありますが、私はこの要領と基準の差がよくわからないので聞いていますので研究した上で教えてください。
- 平野 委員 先程参事がおっしゃったように、全国、東京都のテスト結果を細かく分析して、それを学校の授業改善の指導等に反映していただき、年々得点が上がってきていることを実感し、私達もうれしく思います。しかし、なかなか得点に結びつかない子ども達もいますので、この東京ミニマムを生か

せれたらと思ひまして、先程指定校の立候補についてお伺いいたしました。けれども、委員長もおっしゃいましたように、指導要領の上をいくものであれば荷が重いものになってくるのかと懸念も抱いています。

加藤委員 母親の立場から見て、保護者としては一番望んでいることだと思うので、大変なことなのですけれども、これを重点的に続けていてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 他に御意見はございませんか。

ないようですので、その他報告事項4の説明を終わります。

次に、その他報告事項5、損害賠償額の決定に関する専決処分報告についてを学校給食課長より内容説明をお願ひいたします。

学校給食課長 それでは損害賠償額の決定に関する専決処分報告についてを説明させていただきます。これは第二給食センターの軽自動車が起こした事故でございます。

事故は平成20年8月14日午後4時10分頃、調理員と事務職員がペアを組んで、定例の給食費の未納者訪問をしているときに起こりました。訪問先を確認するため徐行していたところに、公園から自転車で飛び出してきた6歳児と接触して負傷を負わせたものです。本人は右ひざに擦り傷ができ、職員が家へ同行して母親と相談し、大事をとり目白第二病院に受診をさせたということです。11月11日に示談が成立しましたので御報告をさせていただきます。なお、この件に関しましては、市の加入しております保険から、相手側に対しまして賠償金8万4,284円を支払っております。内訳は医療費5万2,790円、慰謝料2万5,200円、交通費144円、看護料6,150円でございます。

今回の事故につきましては、事故が8月14日であったのにも関わらず、小さな事故とはいえ示談が成立するまで報告をしておりませんでした。担当として不適切な対応であったと反省をしているところでございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願ひいたします。

わたしから一つ、学校教育及び社会教育等の教育委員会の所轄する部署で小さな事故であっても、起こった直後に御報告いただいております。担当として不適切な対応であったと反省をしているところでございます。

教育長 はい、今後気を付けてまいります。

委員長 他に御意見はございませんか。

ないようですので、その他報告事項5の説明を終わります。

次に、その他報告事項 6、行政処分取消等請求事件についてを参事より内容説明をお願いいたします。

参 事 それでは、その他報告事項 6、行政処分取消等請求事件について事件の概要等について説明を申し上げたいと存じます。

第三中学校に勤務をしておりました教諭が、八王子市の小学校に勤務していた教諭 2 名と、卒業式の国歌斉唱時の起立拒否、国歌ピアノ伴奏拒否により受けた戒告処分を理由に、平成 19 年 1 月に東京都及び福生市、八王子市を相手にいたしまして提訴した事件でございます。その第一審の判決の言い渡し期日が確定いたしましたので、今後の予定等併せて報告を申し上げます。

この事案については、東京都から処分を受けました二人の教諭が、福生市、八王子市、東京都を訴えたものでございまして、第三中学校の元教諭は、卒業式の国歌斉唱時に起立をしなかったことにより東京都教育委員会に処分されたことを理由に、損害賠償を請求したものでございます。訴訟の価格でございますが、全体で 520 万でございます。そのうち福生市には 100 万円の支払の請求をしております。平成 19 年 1 月から 10 回の口頭弁論を経まして、約 2 年をもちましてようやく判決の期日が決定をいたしましたものでございます。判決の言い渡しでございますが、平成 21 年 2 月 19 日木曜日、4 時 30 分より東京地方裁判所第 705 号法廷において行われることでございます。

判決後の対応について、まず勝訴した場合ですが、敗訴した原告側は当然控訴をするものと思われま。控訴に対してはもちろん応訴ということになるかと思ひます。万が一敗訴となった場合でございますが、控訴することとなると思われま。控訴の際にはその手続きといたしまして 2 週間以内に控訴しなければならないこと、それから控訴については地方自治法第 96 条の規定によりまして、議会の議決を諮る必要がございますので、訴訟の目的額 100 万円以下については専決処分の指定事項に該当しますために、専決処分による提訴も考えるところでございます。

また、この裁判によりまして、所要の弁護士に対しまして報酬金等の費用の支払いが生じるわけでございます。この訴訟の費用等については今後担当課を中心としまして対応すべく、万全な体制で準備を進めているところでございます。以上報告とさせていただきます。

委 員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。御意見はございませんか。

ないようですので、その他報告事項6の説明を終わります。

次に、その他報告事項7、平成21年成人式についてを社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

社会教育課長 平成21年成人式について説明させていただきます。

平成21年の成人式は1月12日の月曜日、成人の日に実施いたします。会場については、例年通り市民会館の大ホール、もくせいホールで行います。受付の開始は午後0時30分でございます。午後1時から式典、午後2時から4時までの予定で「成人のつどい」を実施いたします。

福生市の新成人は男性が318人、女性が314人で、合計632人と前年に比べますと男性が29人の減、女性が9人の増でございます、合計20人の減となっております。

なお、今回は新成人の方の中から成人式実行委員として名乗りを上げてくださる方は少なく、4人ございまして、全て女性の実行委員となっております。成人式実行委員会は既に21回の会議を持ちまして、式典やつどいの内容、また記念品の内容などを検討しておりまして、今後も数回会議を開く予定としております。

式典の内容では、前年同様国歌斉唱には伴奏を尺八で行います。中学校の先生方からビデオレター、及び小・中学校の先生方からメッセージをいただくことになっております。

後半の「成人のつどい」は、「それぞれのキセキ～過去と未来～」コーナーを企画しております。今年のテーマの「キセキ」という言葉ですが、自分のたどってきた足取りを振り返る意味としての「軌跡」という言葉と、彼らの未来への可能性に思いを込めるという意味としての「奇跡」という言葉とを表現しました。市民会館ホワイエの掲示板に黒模造紙を張っておき、参加者が記念冊子に付いている星形の付箋をその黒模造紙に貼るということによって、満天の星空をイメージしたものを完成させたいと考えております。星形の付箋には思いやメッセージを書くことを考えているようです。新成人の参加を願っての企画と聞いております。

また、例年通り大ホール前のホワイエを使用しまして、オードブル等の立食を行い、また学校給食センターの協力により「なつかしの給食コーナー」を設けます。またロビーに、地域まなびあいボランティアの協力により着付け直しのコーナーを用意いたします。

なお、当日式典に教育委員の皆様にご出席いただき、教育委員長より主催者挨拶をしていただく予定となっておりますので、どうぞよろしくお願

いたします。以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
わたしからひとつ質問です。実行委員が今年は4人で少ないということですが、ここ数年は概ね何人ぐらいたったのでしょうか。

社会教育課長 去年は13名でした。

委員長 その前の年は何名でしたか。イメージでは10人ぐらいたったような感じですね。

平野委員 去年でしたか、一昨年でしたか、自分の時に実行委員をやってみたくらと、成人前の方が是非見学したいとおいでになった年がありましたね。一般の方の参加は難しいかもしれませんが、自分達の成人式をつくるんだといった関心を持ってもらうためにも、成人前の若者達も見に来れる枠が少しあってもいいのではないかと思いました。

委員長 今回だけでは何とも言えないけれど、実行委員が少なくなってきたというのは、世の中の移り変わりかもしれないから、新たな実行委員会の方策を考えなくてはいけないのかもしれないですね。

加藤委員 はい、それに今回実行委員は女性だけということで、男性にも意欲的に参加してもらいたいですね。

委員長 御意見として承ることでよろしいですか。

他に御意見はございませんか。

ないようですので、その他報告事項7の説明を終わります。

次に、その他報告事項8、市営野球場の硬式野球使用中止についてをスポーツ振興課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長 教育長から冒頭お話がございましたけれども、平成20年11月27日午後1時頃、福生市営野球場近隣住民の方から電話にてスポーツ振興課へ御連絡いただきました。担当職員が現場に行きまして状況を確認、お話を伺ってきた状況でございます。野球場から防球フェンスを越えたと思われるボールが住民の方の敷地内から4個発見されたというもので、過去に平成9年、平成12年に住宅外壁のサイディングボードに当たり、ひび割れを起こし2回ほど張り替えているとのことでした。その当時はボールがフェンスを越えてくることは考えていなかったのですが、最近、近所の方などのお話から野球場からのボールが飛んでくるといった事実を知らされ、不安になってスポーツ振興課に電話したとのことでした。

連絡いただいた方から、現在屋根と外壁が損傷していないかどうかの調

査、またもし損傷していた場合には市で責任を持って修繕をしてもらいたいこと、今後安心して住めるように安全対策をしていただきたいとの御要望をいただいております。

これを受けまして市としては誠実な対応をするとともに、今後の安全対策といたしまして、防球フェンスのかさ上げを行い、ボールがフェンスを越えることに対する安全対策が施されるまでの間、福生市営野球場での硬式ボールを使用した野球の利用について、許可をしないこととしたいと考えております。従いまして次回の教育委員会定例会におきまして御協議をいただきますようお願い申し上げます。以上報告とさせていただきます。

委員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

お聞きしますが、使用禁止にする時期は、いつからですか。

スポーツ振興課長 現在は、平成 21 年 3 月まで福生野球場は休場期間となっておりますので、実質平成 21 年 4 月以降となります。

委員 長 ではそれまでに防球フェンスの予算等が付けば使用中止はしないで済みますか。

教 育 長 安全対策工事は 2 年位かかると思います。

委員 長 他に御意見はございませんか。

ないようですので、その他報告事項 8 の説明を終わります。

次に、その他報告事項 9、福生市健康センター（第四庁舎）の名称廃止に伴う新しい名称についてを庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶 務 課 長 その他報告事項 9、福生市健康センター（第四庁舎）の名称廃止に伴う新しい名称についてを報告させていただきます。資料はございませんので口頭の説明とさせていただきますのでお願いいたします。

福生市健康センターが廃止となり、現在建物の耐震補強工事等を行い、新たに子ども家庭支援センターと教育センター機能の一部となります教育相談室、学校適応指導教室が入ることで、子どもと家庭に関する総合的機能を持つ施設となります。このことから子育て支援課と指導室、庶務課、企画調整課で建物の名称について協議をし、広く子どもと家庭のさまざまな問題について、福祉と教育の専門的な立場から応援する施設になりますことから、新たな名称としまして「福生市子ども応援館」と決定をさせていただきました。以上で報告とさせていただきます。

委員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

御意見はございませんか。

ないようですので、その他報告事項 9 の説明を終わります。

次に、その他報告事項その他ですがございますでしょうか。

学校給食課長 その他報告ですが、たけのこの缶詰の産地偽装について報告をさせていただきます。資料はただ今配布させていただきましたが、中国産のたけのこを国産と偽ったとのことでございまして、それを学校給食会が扱っていたことが報告されてきました。

詳細を申し上げますと、平成 20 年 12 月 18 日にファックスにより報告がされてきたのですが、偽装販売に関わっていた 4 社の中の 1 社、熊本缶詰という業者の学校給食会扱いの「たけのこ 1 号缶」に偽装があったとのことで、福生市としてはそれを 1 学期間に 13 回、358 缶使用しております。現在、学校給食会が独自に調査を行って報告がされる予定でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

議論でなく、これは先程言ったような危機管理上の報告ということで、議事録の残し方について後程協議させていただきたいと思えます。

そのほかに何かございますか。

庶務課長 事務局から報告をさせていただきます。平成 21 年 1 月 3 日をもって、教育長の任期が満了となります。通常ならば任期満了後の平成 21 年 1 月 4 日に臨時会を開催させていただき、教育長の任命をお願いするところですが、今回は平成 21 年 1 月 4 日が日曜日のため開催することができません。また、教育委員としての辞令についても、本日市長より辞令の交付がされたところでございます。以上のことから今回は特例とさせていただきます。追加議案として提出をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

委員長 はい、わかりました。教育長は教育委員会で選定し、任命するということであるのですね。従って宮城教育長は平成 21 年 1 月 3 日まで任期があり、新たに平成 21 年 1 月 4 日からの教育委員の辞令を本日いただいたということです。来年業務日が平成 21 年 1 月 5 日から始まるので 4 日が不在になるということで、それを回避するため本日、教育長を任命したいと思えます。

それでは、追加議案第 62 号、福生市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

本件につきましては、宮城教育長の任期が平成 21 年 1 月 3 日に満了することにより教育長が不在となることに伴いますものです。

つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 16 条第 2 項に

教育長は当該教育委員会の委員のうちから教育委員会が任命する、とありますので、先程庶務課長より説明がありましたとおり、今回の定例会で審議いたしたいと思います。

委員の方から御意見等ございましたら、お願いいたします。

平野委員 宮城委員は、教育行政、また学校教育の様子をつまびらかによく御存じで、私どももいつも勉強させていただいております。私は宮城委員以外にふさわしい方はいらっしゃらないのではないかと思いますので、是非なっ
ていただきたいとお願い申し上げます。

委員長 ただ今、宮城委員が適任という御意見がございましたが、他にござい
ますか。

ほかにございませんようですのでそれではお諮りいたします。

教育長に宮城委員が適任と認め、任命する事に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 満場一致を持ちまして、御異議なしと認め、教育長に宮城委員を任命す
ることに決定いたしました。

なお、任期は満了日の翌日、平成21年1月4日から平成25年1月3日
までの4年間になりますのでよろしくお願いいたします。

それでは宮城教育長からご挨拶をお願いいたします。

教育長 恐縮でございます。ただいま御指名をいただき、引き続き教育長として
の職を務めさせていただくことになりました。

加藤市長から委員の指名をいただきます際にも、いろいろと私から御意
見を申し上げてきたところでございますが、市長のまちづくりにかける熱
意、あるいは強い意思に感動しまして、大勢おられます中から私に教育長
をやれとの御指名をいただき、今日もご挨拶を申し上げましたときに、加
藤市長のその怒涛の寄りに押し切られまして、私としてはお受けをするこ
とといたしました。そのような経緯のもとにございます。

まだまだ委員の皆様方の御期待に添えるようなことはなかったところ
でございますけれども、引き続きこのようなことになりましたことについ
ては心を入れ替えましてまた努めさせていただきたいと思っております。よろし
く御指導を賜りたいと存じます。

委員長 こちらこそ、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして平成20年第12回福生市教育委員会定例会を終了いた
します。どうもありがとうございました。

午前 11 時 58 分 閉会